令和２年４月

被保険者　各位

田辺三菱製薬健康保険組合

健康保険　被扶養者認定要件の制度改正（国内居住要件追加）について

題記の件、先般健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、令和２年４月１日より健康保険の被扶養者認定要件に「日本国内に住所を有するもの」が追加されることとなりました。ただし「日本国内に生活の基盤があると認められる」場合は例外として取り扱われることになります。

国内居住要件の例外に該当される方（扶養継続）、要件を満たさなくなる方（扶養削除）ともに手続きをよろしくお願いいたします。

記

１．改正内容

１）国内居住要件の追加（令和2年4月1日施行）

国内居住要件の考え方：住民基本台帳に住民登録されている（住民票があるか）で判断いたします。

住民票が日本国内にある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

　２）国内居住要件の例外（扶養継続）

　　　　日本国内に住所がないとしても、「日本国内に生活の基盤があると認められるもの」に該当する場合は、国内居住要件の例外として扶養認定いたします。

　　　＜例外該当事例は以下の通り＞

・外国おいて留学をする学生

・外国に赴任する被保険者に同行する家族

・観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

・被保険者が外国赴任中に婚姻等の身分が生じた者

２．手続き

　１）国内居住要件を満たしていない方（扶養削除）

健康保険被扶養者(異動)届（２部）の理由欄に「国内居住要件の不該当」と記入し申請してください。

併せて被保険者証の返却もお願いいたします。

　２）国内居住要件の例外に該当される方（扶養継続）

健康保険被扶養者(異動)届（２部）の理由欄に「国内居住要件の例外」と記入し、下表の証明書類を

添付し申請してください。

ただし、去年11月の現況確認調査で学生証や在学証明書を既に提出された方、海外に赴任する被保険者に帯同している方は、証明書類の添付は不要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 例外該当事例 | 証明書類 |
| ・外国において留学をする学生・外国に赴任する被保険者に同行する家族・観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者・被保険者が外国赴任中に婚姻等の身分が生じた者 | 査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し、海外赴任辞令 |

３．提出先　　MTPC-Gの方：本社　田辺三菱製薬プロビジョン(株)人事パートナー事業部人事厚生G

APICの方：所属先お世話部門経由　管理部総務人事Ｇ

事業主印の捺印後、健保組合に回付されます。

健康保険被扶養者(異動)届は、健保組合控え・事業主控えの２部をご提出ください。

＜ご参考＞健康保険組合ＨＰ（田辺三菱製薬イントラ→社外サイト）

家族を扶養にする・はずすとき

　　　　　　　　　　<http://www.mtpc-kenpo.or.jp/insurance_certificate/insurance_certificate.html#01>

以上

|  |  |
| --- | --- |
| 添付資料① | 健康保険被扶養者(異動)届 |
| 問合せ先 | 田辺三菱製薬健康保険組合 | 中西（OA番号：9303728） | 内線716-5854外線06-6300-2455 |